

○松本市歴史的風致維持向上協議会設置要綱

平成25年3月1日

告示第65号

改正 平成26年3月31日告示第77号

令和3年3月31日告示第173号

(目的)

第1条 この要綱は、松本市歴史的風致維持向上計画（以下「向上計画」という。）に基づき、本市における歴史的風致の維持及び向上を図るため、松本市歴史的風致維持向上協議会（以下「協議会」という。）の設置について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 向上計画に基づく事業の推進に関する事項
- (2) 向上計画の変更に関する事項
- (3) 歴史的風致の維持向上に資する取組みに関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 商工・観光関係団体の代表
- (2) 建設・建築関係団体の代表
- (3) 特定非営利活動法人等関係団体の代表
- (4) 有識者
- (5) 行政機関の代表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 協議会に、会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、事案についての説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、総合戦略局お城まちなみ創造本部において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年3月1日から施行する。

(松本市歴史的風致維持向上協議会設置要綱の廃止)

2 松本市歴史的風致維持向上協議会設置要綱(平成22年告示第580号)は、廃止する。

附 則(平成26年3月31日告示第77号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第173号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。